

## 件 名

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

県立三郷特別支援学校三郷北分校、県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校及び県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校の設置に伴い、定員数等を定めるため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

## 概 要

- 1 現行規則の内容  
埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの
- 2 改正の内容  
第 2 条の改正  
分校を設置する学校として県立三郷特別支援学校、県立上尾かしの木特別支援学校及び県立所沢おおぞら特別支援学校を加える。

## 別表（第3条関係）の改正

県立三郷特別支援学校、県立上尾かしの木特別支援学校及び県立所沢おおぞら特別支援学校の分校・部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。

- 3 施行期日  
令和6年4月1日

改 正 案	現 行																																																																		
<p style="text-align: center;">埼玉県立特別支援学校管理規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(分校)</p> <p>第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">分校を設置する学校</th> <th style="width:33%;">分校の名称</th> <th style="width:33%;">分校の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立久喜特別支援学校</td> <td>埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校</td> <td>白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一</td> </tr> <tr> <td><u>埼玉県立三郷特別支援学校</u></td> <td><u>埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校</u></td> <td><u>三郷市大字大広戸字目子沼通八百八番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校</u></td> <td><u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校</u></td> <td><u>さいたま市見沼区大和田町一丁目三百五十六番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校</u></td> <td><u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校</u></td> <td><u>新座市大和田四丁目十二番一号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第三条～第十三条 (略)</p> <p>別表 (第三条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">学校名</th> <th style="width:15%;">分校・部科名</th> <th style="width:10%;">修業年限</th> <th style="width:10%;">定員数</th> <th style="width:10%;">入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立三郷特別支援学校</td> <td>小学部</td> <td>六年</td> <td></td> <td>学校教育法に規定する学齢児童で</td> </tr> </tbody> </table>	分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置	(略)	(略)	(略)	埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一	<u>埼玉県立三郷特別支援学校</u>	<u>埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校</u>	<u>三郷市大字大広戸字目子沼通八百八番地</u>	<u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校</u>	<u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校</u>	<u>さいたま市見沼区大和田町一丁目三百五十六番地</u>	<u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校</u>	<u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校</u>	<u>新座市大和田四丁目十二番一号</u>	学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	埼玉県立三郷特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で	<p style="text-align: center;">埼玉県立特別支援学校管理規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(分校)</p> <p>第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">分校を設置する学校</th> <th style="width:33%;">分校の名称</th> <th style="width:33%;">分校の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立久喜特別支援学校</td> <td>埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校</td> <td>白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第三条～第十三条 (略)</p> <p>別表 (第三条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">学校名</th> <th style="width:15%;">分校・部科名</th> <th style="width:10%;">修業年限</th> <th style="width:10%;">定員数</th> <th style="width:10%;">入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立三郷特別支援学校</td> <td>小学部</td> <td>六年</td> <td></td> <td>学校教育法に規定する学齢児童で</td> </tr> </tbody> </table>	分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置	(略)	(略)	(略)	埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	埼玉県立三郷特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で
分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	
埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一																																																																	
<u>埼玉県立三郷特別支援学校</u>	<u>埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校</u>	<u>三郷市大字大広戸字目子沼通八百八番地</u>																																																																	
<u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校</u>	<u>埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校</u>	<u>さいたま市見沼区大和田町一丁目三百五十六番地</u>																																																																	
<u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校</u>	<u>埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校</u>	<u>新座市大和田四丁目十二番一号</u>																																																																	
学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																															
埼玉県立三郷特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で																																																															
分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	
埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一																																																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																	
学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																															
埼玉県立三郷特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で																																																															

				知的障害のある者	
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者	
	高等部	三年	八九	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	
	<u>三郷北分校</u>	<u>高等部</u>	<u>三年</u>	<u>四八</u>	<u>中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者	
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者	
	高等部	三年	九〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	
	大宮商	高等部	三年	四八	中学部を卒

				知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
	高等部	三年	八九	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
	高等部	三年	九〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>業分校</u>			<u>業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの</u>	
埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校	小学部		六年	学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者又は肢体不自由である者	
	中学部		三年	学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者又は肢体不自由である者	
	高等部		三年	五四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
	<u>新座柳瀬分校</u>	<u>高等部</u>	<u>三年</u>	<u>四八</u>	<u>中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者又は肢体不自由である者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者又は肢体不自由である者
	高等部	三年	五四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「埼玉県立久喜特別支援学校 埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

「埼玉県立久喜特別支援学校

埼玉県立三郷特別支援学校

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校

白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一」を

埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

白岡市高岩字谷中二百七十五

埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校

三郷市大字大広戸字目子沼通

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校

さいたま市見沼区大和田町一

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校

新座市大和田四丁目十二番一

番地の一

八百八番地

丁目三百五十六番地 に改める。

号

別表埼玉県立三郷特別支援学校の項中

高 等 部	三 年	八 九	中 学 部
			者 又 は
			る 者

高 等 部	三 年	八 九	中 学 部 を 卒 業 し た 者 又 は こ れ に 準 ず る 者	に 改 め、 同
分 校	三 郷 北	高 等 部	三 年	四 八
				中 学 部 を 卒 業 し た 者 又 は こ れ に 準 ず る 者 で 知 的 障 害 の あ る も の
				を
				を 卒 業 し た こ れ に 準 ず

表埼玉県立上尾かしの木特別支援学校の項中

高 等 部	三 年	九 〇	中 学 部
			者

学部を卒業した  
又はこれに準ず  
る者

を

大宮商 業分校	高等部	三年	四八	九〇	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
					中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

に改め、

同表埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校の項中

中学部を卒業した  
者又はこれに準ず  
る者

を

新座柳 瀬分校	高等部	三年	四八	五四	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
					中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

に改

める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。